

大阪市告示第953号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年7月7日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変 更 年 月 日
関西みらい 銀行	千里丘 駅前支店	変 更 前	〒566-0001 摂津市千里丘1丁目8番8号	令和7年 8月4日
		変 更 後	〒566-0001 摂津市千里丘1丁目7番7号 ブライトステラ摂津千里丘ノース2階	

（会計室会計管理担当）